

写

前橋市教育委員会告示第3号

前橋市教育委員会3月定例会を次のとおり招集します。

平成30年3月9日

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

- 1 日 時 平成30年3月14日（水） 午後3時00分
- 2 場 所 市役所11階南会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第7号 前橋市学校給食運営委員会規則の改正について
 - (2) 議案第8号 前橋市立小学校・中学校及び特別支援学校管理規則等の改正について
 - (3) 議案第9号 弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について
 - (4) 議案第10号 前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について
 - (5) 議案第11号 平成30年度教育行政方針について
 - (6) 議案第12号 市費負担教職員（管理職）の人事について

平成30年3月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

(1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について (総務課)

2 提出議案

議案番号	件名	所管課
7	前橋市学校給食運営委員会規則の改正について	総務課
8	前橋市立小学校・中学校及び特別支援学校管理規則等の改正について	学校教育課
9	弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について	学校教育課
10	前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について	総合教育プラザ
11	平成30年度教育行政方針について	総務課
○12	市費負担教職員（管理職）の人事について	学校教育課

「注」○印については、当日送付

3 その他

(1) 行事について (総務課)

(2) 文化財調査委員会議の開催結果について (文化財保護課)

(3) 平成30年度市立前橋高等学校入試結果について (前橋高等学校)

(4) 平成29年度第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について (生涯学習課)

(5) 第一コミュニティセンターの開館について (生涯学習課)

(6) 平成30年度中学生海外研修事業について (青少年課)

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 3月定例会
平成30年3月14日（水）
午後3時00分開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出の諸報告

- (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について

第4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第7号 前橋市学校給食運営委員会規則の改正について
- (2) 議案第8号 前橋市立小学校・中学校及び特別支援学校管理規則等の改正について
- (3) 議案第9号 弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について
- (4) 議案第10号 前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について
- (5) 議案第11号 平成30年度教育行政方針について
- (6) 議案第12号 市費負担教職員（管理職）の人事について

第5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 文化財調査委員会議の開催結果について
- (3) 平成30年度市立前橋高等学校入試結果について
- (4) 平成29年度第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について
- (5) 第一コミュニティセンターの開館について
- (6) 平成30年度中学生海外研修事業について

職員の人事異動（副参事級以下）の専決について

平成30年3月1日付け職員の人事異動（副参事級以下）について、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第6条第1項の規定により、下記のとおり専決したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成30年3月14日提出

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

記

1 異動 2人

(1) 係長級 2人

※ 名簿は、添付省略

教育委員会議案第7号

前橋市学校給食運営委員会規則の改正について

前橋市学校給食運営委員会規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年3月14日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

前橋市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成30年3月 日

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

前橋市学校給食運営委員会規則（平成16年前橋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「調査審議する」を「審議し、教育長に助言する」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「教育長が別に定めるところにより、」を削り、「調査審議する」を「審議し、教育長に助言する」に改め、同条第1号中「実施計画」を「実施予定」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 学校給食施設の開設及び廃止に関する事項

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

前橋市学校給食運営委員会規則の改正について（議案第7号）

総務課

1 改正の理由

本市の学校給食運営委員会の設置の目的及び所掌事務を見直し、所要の改正を行う。

2 主な内容

学校給食運営委員会は、学校給食に関する事項について審議し、教育長に助言することとする。

3 施行期日

平成30年4月1日

前橋市学校給食運営委員会規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 前橋市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校(以下「市立学校」という。)の学校給食に関する事項について<u>審議し、教育長に助言するため、前橋市学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について<u>審議し、教育長に助言する。</u></p> <p>(1) 学校給食の<u>実施予定</u>に関する事項</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>学校給食施設の開設及び廃止に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他学校給食に関し必要な事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 前橋市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校(以下「市立学校」という。)の学校給食に関する事項について<u>調査審議するため、前橋市学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 運営委員会は、<u>教育長が別に定めるところにより、次に掲げる事項について調査審議する。</u></p> <p>(1) 学校給食の<u>実施計画</u>に関する事項</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>その他学校給食に関し必要な事項</u></p>

教育委員会議案第8号

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則等の改正について

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年3月14日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則等の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成30年3月 日

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則等の一部を改正する規則

(前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則(昭和50年前橋市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分及び第8条の2第1項各号列記以外の部分中「第29条」を「第29条第1項」とする。

(前橋市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 前橋市立高等学校管理規則(昭和50年前橋市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 令 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)をいう。

第11条各号列記以外の部分中「学期」を「令第29条第1項の学期」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「休業日」を「令第29条第1項の規定による休業日」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第4号から第6号まで」を「第2号から第4号まで」に、「前年度末」を「当該年度末」に改める。

(前橋市立幼稚園管理規則の一部改正)

第3条 前橋市立幼稚園管理規則(昭和52年前橋市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第6条の2第1項各号列記以外の部分中「幼稚園」を「令第29条第1項の規定による幼稚園」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第3号から第7号まで」を削る。

第8条第1項中「第6条の2第1号又は第2号に規定する」を「省令第39条において準用する省令第61条の規定による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則等の改正について（議案第8号）

学校教育課・総合教育プラザ

1 改正の理由

学校教育法施行令の改正等に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 次の規則について、学校教育法施行令の引用条項を改める。

ア 前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則

イ 前橋市立幼稚園管理規則

(2) 次の規則について、学校教育法施行規則の規定による休業日を削る。

ア 前橋市立高等学校管理規則

イ 前橋市立幼稚園管理規則

3 施行期日

公布の日

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(学期) 第8条 <u>令第29条第1項</u>の学期は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略 (休業日) 第8条の2 <u>令第29条第1項</u>の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略 2 省略</p>	<p>(学期) 第8条 <u>令第29条</u>の学期は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略 (休業日) 第8条の2 <u>令第29条</u>の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略 2 省略</p>

前橋市立高等学校管理規則新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略 <u>(5) 令 学校教育法施行令(昭和28年政令第34号)をいう。</u> (6) 省略 (学期) 第11条 <u>令第29条第1項</u>の学期は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略 (休業日) 第12条 <u>令第29条第1項</u>の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)～(5) 省略</u> 2 校長は、翌年度の前項第2号から第4号までに規定する休業日の期間をそれぞれ定め、<u>当該年度末までに教育委員会に届けなければならない</u>。ただし、これらの休業日の期間の合計は、62日以内とする。</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略 <u>(5) 法 学校教育法(昭和22年法律第26号)をいう。</u> (6) 省略 (学期) 第11条 <u>学期</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略 (休業日) 第12条 <u>休業日</u>は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> <u>(2) 日曜日及び土曜日</u> <u>(3)～(7) 省略</u> 2 校長は、翌年度の前項第4号から第6号までに規定する休業日の期間をそれぞれ定め、<u>前年度末までに教育委員会に届けなければならない</u>。ただし、これらの休業日の期間の合計は、62日以内とする。</p>

前橋市立幼稚園管理規則新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(学期) 第6条 <u>令第29条第1項</u>の学期は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略 (休業日) 第6条の2 <u>令第29条第1項</u>の規定による<u>幼稚園</u>の休業日は、次のとおりとする。</p>	<p>(学期) 第6条 <u>令第29条</u>の学期は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略 (休業日) 第6条の2 <u>幼稚園</u>の休業日は、次のとおりとする。</p>

<p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 前項に規定する休業日を、特別の事情により教育日とする場合には、園長は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(教育日の振替)</p> <p>第8条 園長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、教育委員会の許可を得て、<u>省令第39条において準用する省令第61条の規定による</u>休業日と教育日を振り替えることができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(1) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>(2) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2 前項第3号から第7号までに規定する休業日を、特別の事情により教育日とする場合には、園長は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(教育日の振替)</p> <p>第8条 園長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、教育委員会の許可を得て、<u>第6条の2第1号又は第2号に規定する</u>休業日と教育日を振り替えることができる。</p> <p>2 省略</p>
---	---

教育委員会議案第9号

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年3月14日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成30年3月 日

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

前橋市教育委員会規則第 号

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則（昭和45年前橋市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表発達障害（LD、ADHD等）通級指導教室の項中

「

前橋市立桃川小学校

」を「

前橋市立桃川小学校
前橋市立桂萱東小学校

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について（議案第9号）

学校教育課

1 改正の理由

発達障害に係る児童の増加に対応するため、発達障害（LD、ADHD等）通級指導教室を増設する。

2 内容

発達障害（LD、ADHD等）通級指導教室を桂萱東小学校に設置する。

3 施行期日

平成30年4月1日

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則新旧対照表

改正案		現行	
(設置) 第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条 第2項第4号から第6号までの規定に基づき、特別支援学級等を次のとおり設置する。		(設置) 第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条 第2項第4号から第6号までの規定に基づき、特別支援学級等を次のとおり設置する。	
種別	設置学校	種別	設置学校
省略		省略	
発達障害(LD、ADHD等)通級指導教室	省略	発達障害(LD、ADHD等)通級指導教室	省略
	前橋市立桃川小学校		前橋市立桃川小学校
	前橋市立桂萱東小学校		

教育委員会議案第10号

前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年3月14日提出

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成30年 月 日

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を改正する規則

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を改正する規則（平成22年前橋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の教育資料室」を削る。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前橋授業研修」を「前橋長期研修」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について（議案第10号）

総合教育プラザ

1 改正の理由

- (1) 総合教育プラザの係名変更に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 研修内容の変更に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 教育資料の閲覧等を定める規定において、文言の整理を行う。
- (2) 求知研修を廃止し、「前橋授業研修」を「前橋長期研修」に改める。

3 施行期日等

平成30年4月1日

前橋市総合教育プラザ管理規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(教育資料の閲覧等) 第2条 プラザに所蔵する教育資料(以下「教育資料」という。)は、特別の理由により教育長が不相当と認めたものを除き、館内において閲覧に供することができる。 2～3 省略 (教育関係職員研修) 第5条 プラザは、次の各号に掲げる教育関係職員研修を行うものとし、当該教育関係職員研修により教育関係職員が培う資質及び能力は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1)～(3)</u> 省略 <u>(4)</u> 前橋長期研修・前橋特別研修 教科等における実践的な授業力等</p>	<p>(教育資料の閲覧等) 第2条 プラザの<u>教育資料室</u>に所蔵する教育資料(以下「教育資料」という。)は、特別の理由により教育長が不相当と認めたものを除き、館内において閲覧に供することができる。 2～3 省略 (教育関係職員研修) 第5条 プラザは、次の各号に掲げる教育関係職員研修を行うものとし、当該教育関係職員研修により教育関係職員が培う資質及び能力は、当該各号に定めるとおりとする。 <u>(1) 求知研修 実践的な授業力及び経営力の基盤(教育職員として必要な基本姿勢、役割等の理解を含む。)</u> <u>(2)～(4)</u> 省略 <u>(5)</u> 前橋授業研修・前橋特別研修 教科等における実践的な授業力等</p>

教育委員会4月行事予定表

その他 1

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				
6	金				
7	土				
8	日				
9	月	小・中・特別支援学校始業式・新任式・入学式	中学校:午前 小学校:午後	各学校	学校教育課
		前橋高等学校始業式・新任式		前橋高等学校	前橋高等学校
		幼稚園始業式		各幼稚園	総合教育プラザ
		明寿大学入学式	10:00～10:40	中央公民館3階ホール	生涯学習課
10	火	前橋高等学校入学式		前橋高等学校	前橋高等学校
		幼稚園入園式		各幼稚園	総合教育プラザ
11	水				
12	木				
13	金	教職員離任式	午後	各学校	学校教育課
14	土				
15	日	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館内	生涯学習課
16	月				
17	火	教育委員会4月定例会	15:00	11階南会議室	総務課
18	水				
19	木				
20	金				
21	土	第40回前橋市郷土芸能連絡協議会総会	14:00～16:00	桂萱公民館	文化財保護課
22	日				
23	月				
24	火	中学生海外研修 第1次選考会	14:00～	総合福祉会館	青少年課
25	水				
26	木				
27	金	中学校林間学校指導者講習会	8:30～16:30	前橋市赤城少年自然の家	青少年課
28	土				
29	日	昭和の日			
30	月	振替休日			

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	火				
2	水				
3	木	憲法記念日			
		「こども春まつり」(3～6日)	9:00～16:30	児童文化センター	青少年課
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
4	金	みどりの日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
5	土	こどもの日			
		こども図書館員(図書館員体験 市内小学生10人公募)	10:00	こども図書館	図書館
6	日				
7	月	前橋市教職員全体研修会	14:00	ベシア文化ホール	総合教育プラザ
8	火				
9	水	桃井小校舎等竣工式	10:00	桃井小体育館	教育施設課
10	木	市P連広報研修会	10:00-12:00	総合福祉会館	学校教育課
11	金	ブックスタートボランティア登録証交付式及び研修会	9:30	中央公民館視聴覚スタジオ	図書館
12	土				
13	日				
14	月	移動音楽教室(中)①	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
15	火				
16	水	教育委員会5月定例会	15:00	11階南会議室	総務課
		前橋市教育支援委員会 第1回全体会	13:30	総合教育プラザ63研修室	総合教育プラザ
17	木	保幼小連携地区ブロック全体会	15:00	総合福祉会館	総合教育プラザ
18	金				
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				
23	水				
24	木				
25	金	市P連定期総会・懇親会	16:00-20:00	前橋テルサ	学校教育課
		群馬県公民館連合会総会及び研修会	13:00	中央公民館3階ホール	生涯学習課
26	土				
27	日				
28	月	移動音楽教室(中)②	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
29	火				
30	水	移動音楽教室(小)③	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
31	木	移動音楽教室(小)④	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課

文化財調査委員会議の開催結果について

会 議 名	平成 29 年度第 2 回前橋市文化財調査委員会議
日 時	平成 30 年 2 月 2 日 (月) 午前 10 : 00 ~ 12 : 00
場 所	文化財保護課 2 階会議室
出 席 者	大森威宏、岡田昭二、能登健、右島和夫、村田敬一 (委員 : 5 名) 塩崎教育長、橋本教育次長、田中課長、登山係長、神宮係長 他 8 名 (事務局 : 12 名)
議 題	(1) 報告 ・今年度の文化財調査の結果について (2) 今年度の主な実施事業 ①国指定天然記念物「岩神の飛石」ガイドマップ作成 ②国指定史跡「女堀」保存活用計画策定事業 ③総社古墳群整備事業 ④県及び市指定重要文化財「臨江閣」保存整備事業 ⑤東日本鉄道文化財団補助事業 ⑥里山学校事業 ⑦「大室古墳の教室」事業 ⑧前橋城絵図図版作成事業 ⑨市指定重要文化財「大徳寺総門」保存修復事業報告書作成事業 ⑩月田近戸神社の獅子舞保存修理事業 ⑪三夜沢赤城神社のたわらすぎ保存事業補助 ⑫「岩神の堤」遺構測量及び発掘調査事業 ⑬前橋の蚕糸業に係る建造物群等調査事業 ⑭上野国府等範囲内容確認調査事業
結果概要	(1) 報告 ・今年度の文化財調査の結果について、樹木調査、建造物調査の概要について担当者が報告した。 (2) 今年度の主な実施事業について ・担当者が説明し、委員の先生方に協議していただいた。 (3) 来年度の主な実施事業について ・担当者が説明し、委員の先生方に協議していただいた。
主な意見等	・日ごろから、文化財を調査し文化財に指定されているものはもちろん、文化財指定になっていなくても、価値があるものは価値があるという情報を発信しないとイケない。 ・上野国府について、範囲内容確認調査と区画整理に伴う調査とやっているが、開発に伴う調査では、遺跡が出てきた時の対策を市として基本的な考えをもっておいた方がよい。

平成30年度 市立前橋高等学校入学者選抜実施結果について

1 平成23年度入学者選抜より、学校の通学区域は、群馬県全域です。

※ 市内・市外は参考数値

2 【前期】 検査日：平成30年2月7日(水) ※合格発表：2月16日(金)

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
29	男	120	68	15	83	2.08	24	12	36
	女		120	47	167		54	30	84
	計		188	62	250		78	42	120
30	男	120	67	22	89	1.93	31	11	42
	女		99	43	142		53	26	79
	計		166	65	231		84	37	121

	男	女	計
A 選抜	14	52	66
B 選抜	28	27	55
計	42	79	121

3 【後期】 学力検査日：平成30年3月8日(木)・9日(金) ※合格発表：3月16日(金)10時～

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
29	男	120	54	7	61	1.23	46	6	52
	女		66	20	86		52	16	68
	計		120	27	147		98	22	120
30	男	120	46	10	56	1.12			0
	女		59	19	78				0
	計		105	29	134		0	0	0

4 【合格者合計】

入学年度	男女	定員	合格者の内訳		
			市内	市外	合計
29	男	240	70	18	88
	女		106	46	152
	計		176	64	240
30	男	240			0
	女				0
	計		0	0	0

平成 29 年度第 3 回前橋市公民館運営審議会の開催結果について

日 時	平成 30 年 2 月 21 日 (水) 午後 1 : 30 ~ 3 : 05
場 所	中央公民館 501・502 学習室
出 席 者	○審議会委員 13 人 依田委員長、藤村副委員長、谷田委員、荒井委員、大井委員、金井委員、鈴木委員、萩原委員、井熊委員、田子委員、田口委員、松本委員、井上委員 (欠席委員 2 人：福島委員、野口委員) ○事務局 19 人 小崎参事兼生涯学習課長、岩瀬補佐、佐藤係長、各地区公民館長(14 人)、橋本副主幹、富川主事
議 題	1 議事 子どもの頃から親しむ公民館づくりについて 2 事務連絡 群馬県公民館連合会総会及び研修会について
結果概要	当会議における意見を反映させた「報告書(案)」を各委員に提示し、修正や追記等の必要があるか再度意見を求めた上で整理し、最終的な「報告書」として取りまとめることとされた(委員任期中にもう一度会議を開催するかについては正副委員長に一任された)。
主な意見等	①子どもをお客にしないということは大事だが、子どもたちの好きなことをさせるにしても、そこに何か仕掛けがないと膨らまない。仕掛けを用意するうえでは、今の子どもたちが何を考えているか、何をしたいか、何ができると思っているのかを引き出すことが重要となる。 ②中学生に「企画書」を書かせてみるのも面白い。今の中学生は、公民館で何ができるか分からない状態だと思う。公民館に行くことで、実際にその場に行かなければ分からない何かを感じ、「こんなことができるのではないか」と気づいてくれるようになると良い。 ③公民館にどのようなイメージを持っているか、公民館をどのように使えたらいいか、公民館でしてみたいことなど、子どもたちが思っていることを拾い上げていくことで、ニーズを把握しやすくなり、「子どもの頃から親しむ公民館づくり」につながっていくと思う。 ④子どもたちが自分たちで立案して実行できるようになることを進めていくためには、子どもたちからの意見を引き出す「仕掛け人」が地域や公民館に必要となる。 ⑤公民館を社会科見学した小学生が「社交ダンスを大勢でやっていて、自分たちも一緒に踊ってみたかった」と話していたことから、子どもたちが大人の公民館活動を一緒に体験することで、公民館に親しむきっかけになれば良い。

第一コミュニティセンター利用案内



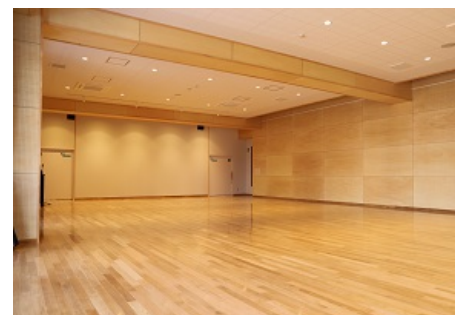
コミセンとは

この施設は、市民が自主的創造的な生涯学習活動を通じて、健康で文化的な地域社会をつくることを目的として設置された施設です。

第一コミセンには、和室・ホールがあります。用途・人数に応じてご利用ください。



施設案内



■第1和室（1階）

定員 20人
 広さ 15畳
 備品 座卓（6台）
 座布団（20枚）
 茶道用備品類

■第2和室（1階）

定員 20人
 広さ 15畳
 備品 座卓（6台）
 座布団（20枚）

■ホール（2階）

定員 100人
 広さ 198㎡
 備品 音響設備 ピアノ
 机（35台）
 椅子（100脚）
 姿見鏡
 移動式ステージ



利用料金等

部屋名	広さ	定員	使用料		
			午前	午後	夜間
			9時～12時	13時～17時	18時～22時
第1和室	15畳	20人	270円	370円	370円
第2和室	15畳	20人	270円	370円	370円
ホール	198㎡	100人	1,290円	1,720円	1,720円

※利用時間には、準備と片付けの時間を含みます。

※カギの貸出は、利用開始時間の20分前からとします。



利用案内

○利用できる人（団体）

前橋市内に概ね過半数が在住し、在勤し、又は在学する者（高校生以上）で構成される団体の方は利用できます。

○利用の手続き

- ・利用予約に先立ち、第一コミセンの利用団体登録を行ってください。
- ・利用予約は、原則として利用する日の属する月の3か月前から可能です。
- ・利用申請は、原則として利用日の2週間前までに行ってください。
- ・利用団体登録・利用申請は、直接来館のうえ手続きを行ってください。
- ・受付時間：休館日を除く毎日 9時～18時

※3月30日までは、利用団体登録・利用予約を中央公民館窓口で受け付けます。

（受付時間：平日8時30分～19時15分）

○休館日

- ・第2土曜日（予定）
- ・年末年始（12/29～1/3）

※施設点検等で、臨時休館する場合があります。

○1か月の利用日数

1か月の間に利用できる日数は、原則として4日以内とします。



注意事項（お願い）

- ・部屋を利用するときは、利用許可書（コピー可）を窓口に提示し、カギとチェック表を受け取ってください。（カギの貸出は、利用開始時間の20分前からとします。）
- ・退館するときは、窓口にカギを返却し、あわせて、チェック表を記入して提出してください。
- ・夜間に利用するときは、18時30分までにカギとチェック表を受け取り、退館するときはカギとチェック表を玄関脇のポストに入れてお返しください。
- ・館内は、土足厳禁（スリッパがあります。）、全館禁煙、飲酒禁止です。（主たる目的が飲食での部屋利用も禁止です。）
- ・ごみ箱の設置はありませんので、ごみや持ち込んだもの等はお持ち帰りください。
- ・利用後は、利用者の皆さんで清掃を行っていただき、利用前と同じ状態にしてください。
- ・駐車場は台数に限りがありますので、できるだけ乗り合せてお越しくください。

前橋市第一コミュニティセンター

371-0026 前橋市大手町二丁目16番4号



※3月30日までは、生涯学習課 管理係 まで
お問い合わせください。（Tel 027-210-2197）



平成30年度 前橋市中学生海外研修事業 募集要項

1 目 的

異文化との交流や生活体験を通して語学力の向上を図るとともに、国際感覚を身につけた青少年を育成することを目的として、中学生の海外派遣研修を行うものとする。

2 主 催 前橋市教育委員会（旅行会社との共同企画により実施）

3 実施期間 平成30年8月3日（金）～8月17日（金） 15日間

4 研修地 オーストラリア ニューサウスウェールズ州 シドニー

5 研修内容 ホームステイ、現地生徒との文化・スポーツ交流、現地授業への参加
英語研修（現地講師による授業）、市内見学 等

6 募集方法 公募

7 募集人数 中学校2・3年生 40人

- ・40人のうち、市内中学校（市立中学校21校、群馬大学教育学部附属中学校、共愛学園中学校）から原則として各1人、合計23人を選考する。
- ・その他の17人については、市内中学校に県立中央中等教育学校の生徒を含めた中から選考するが、17人のうち各校の上限を2人とする。
- ・2年生、3年生の人数枠は設けない。
- ・原則として男女それぞれ少なくとも10人を目安とする。

8 参加資格（次の条件をすべて満たす者）

- (1)本人及び保護者とも市内在住で、市内中学校及び県立中央中等教育学校に通う2・3年生の生徒
- (2)原則として、事前研修、本研修、事後研修のすべてに参加できる者
※本要項「11 研修予定」参照
- (3)帰国後、研修体験を活かして、国際交流事業に積極的に取り組める者
- (4)海外での研修及びホームステイに適応する能力及び意欲を有する者
- (5)本人が研修への参加を希望し、かつ、保護者が承諾した者
- (6)基礎的な英会話能力を有し、かつ、英会話に興味をもつ者
- (7)校内において積極性・協調性をもって活動している者
- (8)心身ともに健康で、海外研修での諸活動に耐えられる者
- (9)生徒の学校生活での健康上の配慮のために、保護者が「学校生活指導管理表」又はそれに準ずるものを在籍校へ提出している場合は、前橋市教育委員会がその写しを在籍校校長から取り寄せることに同意できる者。

※上記（1）～（9）を満たす場合でも、長期間の海外生活経験者（満7歳を迎える年度の4月以降に、通算して6ヶ月以上の海外生活を経験した者）、国又は地方公共団体が行った同種の事業に参加したことがある者及び本事業に参加したことがある者は参加資格がない者として扱う。

9 参加者の決定

選考方法は、申込のあった者のうちから前橋市教育委員会で実施する選考審査を経て教育長が決定する。なお、アレルギー体質等への特別な配慮が必要な参加者で、ホームステイ先での対応が難しい場合は、決定を取り消すことがある。

10 参加負担金

(1) 渡航費及び研修に要する費用のうち、18万円を参加負担金とする。ただし、次の場合には参加負担金を免除することができる。※参加決定後に相談に応じる。

- ・就学援助制度（要保護・準要保護）適用家庭である場合
- ・就学援助制度の適用を受ける家庭状況に相当すると認められた場合
- ・教育長が特に必要と認める場合

※ただし、パスポート取得のための費用は参加者の個人負担とする。

(2) 負担金は7月6日までに一括納付するものとする。

(3) 本研修期間中に生じた傷病、損害については主催者が一括して加入する海外旅行保険で対応するが、保険対象外の傷病、損害については参加者の個人負担とする。

11 研修予定

- <事前研修> 6月2日（土）結団式（保護者同席 午前のみ）、第1回事前研修会
6月30日（土）第2回事前研修会
7月24日（火）第3回事前研修会
7月29日（日）「English Village MAEBASHI」での任意研修
※希望者の受講料（3,000円程度）は研修生負担
7月31日（火）第4回事前研修会、最終打合せ（保護者同席 午後のみ）
- <本研修> 8月3日（金）～8月17日（金）
- <事後研修> 11月17日（土）・18日（日）事後研修会・体験発表会
(まえばし学校フェスタ2018)
※その他、校内や地域における体験発表、国際交流事業への参加等

12 参加申込

- 青少年課から各学校へ書類配付 ※3月5日（月）配付
- 校内で参加希望者に書類配付
- 参加希望者は「申込書」「健康状態確認書」「誓約書」「個人カード」を各学校へ提出
- 各学校で書類（申込書・健康状態確認書・誓約書・個人カード・学校生活管理指導表またはそれに準ずるものの写し）をまとめ、青少年課へ提出
※提出期限 4月12日（木）

13 選考方法

【第1次選考】※申込者全員

平成30年4月24日（火）14:00～17:00 前橋市総合福祉会館
(内容) 日本語作文、英語テスト、1分間自己PR（日本語によるスピーチ）

【第2次選考】※第1次選考合格者のみ

平成30年5月16日（水）13:00～17:00 前橋市総合福祉会館
※集合時刻は第1次選考合格者ごとに通知
(内容) 日本語面接、英語面接

14 問合せ先

前橋市教育委員会事務局 青少年課（市役所10階）
前橋市大手町2-12-1 電話：898-5874（直通）

平成30年度 前橋市中学生海外研修事業 研修予定

月	日	曜日	内 容	会 場
3	5	月	募集要項配付（使送便等）	
4	12	木	申込み（青少年課への提出〆切）	
	24	火	第1次選考会 （採点・結果通知）	総合福祉会館 （前橋市日吉町2-17-10）
5	16	水	第2次選考会 （研修生決定）	総合福祉会館
6	2	土	午前 結団式（保護者同席） 午後 第1回事前研修会	児童文化センター （前橋市西片貝町5-8）
	30	土	第2回事前研修会	児童文化センター
7	24	火	第3回事前研修会	児童文化センター
	29	日	English Village MAEBASHIでの研修 （希望者のみ 別途 研修費3,000円）	English Village MAEBASHI （前橋市嶺町1409-2）
	31	火	午前 第4回事前研修会 午後 最終打合せ（保護者同席）	児童文化センター
8	3	金	出発式	児童文化センター
	17	金	到着式	児童文化センター
9			研修報告書作成 体験発表資料作成	
11	17・18	土・日	体験発表会 （まえばし学校フェスタ）	前橋プラザ元気2 1 （前橋市本町2-12-1）
12			研修の評価	

※その他、研修生は校内や地区内での報告会や前橋市国際交流協会主催の行事に参加・協力します。

《事前研修の予定》

第1回	6月2日	前年度の研修確認 各自の研修テーマの決定 ファミリーへの手紙作成
第2回	6月30日	自己紹介英文の作成 見学地調べ オーストラリアの自然・動植物調べ 先輩の体験発表 留学生との交流 歌練習 班・係の決定 出し物の決定
第3回	7月24日	英会話練習・英語あいさつ練習 前橋や日本の文化についての学習 ホームステイでの注意事項確認 歌練習 だんべえ踊り 出し物練習
任意 研修	7月29日	入国審査・ショッピング・ホームステイ・ファストフード等の場面を想定して 外国人講師による英会話レッスン（希望者のみ）
第4回	7月31日	全体リハーサル（出発式・到着式、歓迎朝礼、フェアウェルパーティー） プラネタリウム観賞「南半球の星空」 諸連絡及び渡航に関する最終確認

平成30年度 前橋市中学生海外研修事業 本研修予定

日	曜日	主な研修内容	宿泊
8/3	金	・前橋出発式（午後：児童文化センター） ・日本出国（夜：羽田空港発）	機内
4	土	・オーストラリア入国（朝：シドニー空港着） ・現地校到着 ・ホストファミリー対面（ホストファミリーと過ごす）	ホームステイ
5	日	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
6	月	・現地校歓迎式 ・バディとの対面 ・英語研修 等	ホームステイ
7	火	・小学校訪問 （歓迎式、交流・体験活動、お別れ会 など）	ホームステイ
8	水	・英語研修 ・スポーツ交流 等	ホームステイ
9	木	・市内見学 （ミセスマッコリー岬、オペラハウス、オーストラリア博物館、等）	ホームステイ
10	金	・英語研修 ・バディの授業へ参加 等	ホームステイ
11	土	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
12	日	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
13	月	・英語研修 ・バディの授業へ参加 ・文化交流 等	ホームステイ
14	火	・市内見学（マンリービーチ）	ホームステイ
15	水	・英語研修 ・フェアウェルパーティー準備 ・フェアウェルパーティー	ホームステイ
16	木	・英語研修 ・現地校出発式 ・市内見学（タロンガ動物園、ダーリングハーバー、等） ・オーストラリア出国（夜：シドニー空港発）	機内
17	金	・日本入国（朝：羽田空港着） ・前橋到着式（午前：児童文化センター）	

※本研修の全日程において旅行会社の添乗員が同行する(ホームステイを除く)。

中学生海外研修生募集！

前橋市教育委員会

1 目的 異文化交流による国際感覚・語学力の向上

2 実施期間 平成30年8月3日（金）～8月17日（金）

～ 15日間という長期の海外研修 ～

3 研修地 オーストラリア シドニー



4 研修内容

- 13日間のホームステイ
- 現地校（中高一貫校）の授業へ参加
- 現地校での英語研修（現地講師による英語での授業）や文化・スポーツ交流
- 現地小学校への訪問
- シドニー市内見学 等

暑い夏を抜け出して、南半球の中学生と一緒に学校に通い、勉強やスポーツを通して、親交を深められるのも前橋市の海外研修の特色のひとつ

5 募集人数 前橋市内中学校2・3年生 40人（前橋市内在住）

6 参加資格

- ・原則として事前研修、本研修、事後研修のすべてに参加できること
- ・心身ともに健康で、海外研修での諸活動に耐えられること など

7 選考方法

- 一次選考会 4月24日（火）
（英語テスト・日本語作文・自己PR 等）
- 二次選考会 5月16日（水）
（日本語面接・英語面接 等）

8 参加費用 18万円

9 締め切り 各学校で設定した日

- *詳しくは募集要項にあるので興味を持ったら、すぐに先生から募集要項を入手しよう！

過去の研修生の声!!（平成29年度 研修生報告書より）

- ・「この研修で、私は英語力だけでなく、明るさや積極性を身に付けることができました。」
- ・「毎日たくさんの発見があり、気が付くと2週間が経っていて、日本に帰りたくないと思うこともありました。」
- ・「オーストラリアの人たちは心温かく、自分を本当の家族のように迎えてくれました。」



文化交流の授業



オーストラリアン フットボールの授業